

【農業用】 免税軽油申請に必要な書類（個人・法人）

	継続	更新	書換 継続	書換 のみ	追加	新規
① 免税軽油使用者証（前回の申請で交付された厚紙のもの）	○	○	○	○	○	
② 免税証交付申請書	○	○	○		○	○
③ 免税軽油の引取り等に係る報告書	○	○	○		○	
④ 納品書または領収書(写し可) → 免税証番号・種類(号)・使用枚数を書き留めておいてください。	○	○	○		○	
⑤ 免税軽油使用者証交付申請書		○				○
⑥ 手数料（500円）		○	○	○		○
機械変更 ⑦ 使用者証書換申請書(事務所にて様式を用意しております)			○	○		
⑧ 機械の写真またはカタログ(リースの場合は契約書の写し)			○	○		○
返納 ⑨ 使用しなかった免税証	○	○	○			
⑩ 免税証返納書(事務所にて様式を用意しております)	○	○	○			
面積増加 ⑪ 耕作証明書(市町農業委員会発行のもの)または水稲共済耕地情報(写し可) ※耕作面積が前年の1.5倍以上になった場合は必要となります。						○
法人 ⑫ 法人用の誓約書役員全員分(役員変更の場合も必要)	○	○	○			○
⑬ 登記事項証明書(写し可)(登記内容変更の場合も必要)		○				○
大口使用者 ⑭ 【年間交付量 6,000リットル以上の大口使用者】 免税軽油使用実績 または 消費状況明細簿 → 日付・運行時間数・使用量を記入してください。	○	○	○		○	

- ・次回の申請は、免税軽油使用者証の所要数量計算期間の最終日の2か月前から申請可能です
- ・個人の方で、代替わりされた場合は新規になります。
- ・使用者証の交付日から3年を超える場合は更新となります。

令和6年4月1日 交付
滋賀県 第 号 所 県 長 税

令和9年3月31日まで有効

免税軽油 使用者証 見本
滋賀県東北部県税事務所長

住所又は事務所若しくは事業所所在地

業 種 農業

氏名又は名称

所在地	No. 006	No. 008	No. 009	No. 010	No. 011
機 械 名 称	イセキ トラクタ	三菱 フォークリフト	イセキ コンバイ	イセキ トラクタ	田植機
所有者の氏名又は名称	T1254C	FD20D	HFZ-472	JJV-623	NP80
機 械 車 両 又 は 装 備 の 軸 馬 力	85	60	72	62	24.5

燃焼方式	台 数	用 途	記載年月日
	1	1	
		10.11.25	02.03.04.05
		令和2年3月30日	令和2年3月30日
			令和3年4月1日

処理	交付を受けた免税証の数量等		所要数量の計算期間	
	免税証の数量	有効期間		
交付	1,900L	令和6年4月1日 - 令和7年3月31日	令和6年4月1日	令和7年3月31日
交付	300L	令和6年11月22日 - 令和7年3月31日	令和6年11月22日	令和7年3月31日
交付	2,200L	令和7年4月1日 - 令和8年3月31日	令和7年4月1日	令和8年3月31日

ご不明点等ございましたら、ご相談ください。

滋賀県東北部県税事務所湖東管理課

☎ 0749-27-2206